

継続会員生活資金借用証書

借 用 金 額	百万	拾万	壺万	千	百	拾	円
				0	0	0	0

収入印紙	
10万円まで	200円
50万円まで	400円
100万円まで	1,000円
110万円以上	2,000円
※貼らずに添付してください。	

一般社団法人鹿児島県教職員共助会の「貸付事業に関する細則」の定めを承知のうえ、次の各条項を確約し、上記金額を確かに借用しました。

一般社団法人 鹿児島県教職員共助会理事長 様

- 1 償還期限は所定の償還回数最終月の末日とし、同日までに期日を厳守し、元利金を遅滞なく償還します。
- 2 万一遅滞あるときは、償還期限前でも分割による償還の権利を失い、その残額を一括請求されても異存はありません。
- 3 債権の実行、保全に要する経費および本契約不履行により生ずる損害は、借受人で負担します。
- 4 借り替え借用は、借用金額より既貸付分を相殺することに同意します。
- 5 償還金の納入は、当会指定の金融機関の口座振替払いまたは、所定の振込用紙で支払います。

借(※ 自筆の 受 人	会 員 名	印
	現 住 所	

貸付を受ける際の留意点

- 1 償還月額は元利均等償還方式で計算し、端数は最終回に精算します。償還は貸付の翌月からとし、償還金の納入期日は毎月その月末までとなります。
- 2 償還の途中であっても残額の一部償還または全額を一括償還することができます。
- 3 貸付利率は業務細則によります。
- 4 この書類の記載内容については、共助会が定めた「個人情報保護に関するガイドライン」に基づき適切に取り扱います。ただし、特に必要が生じた場合借受人と協議します。

記入上の注意点

- 1 借用金額の訂正は無効です。
- 2 借用金額は50万円までは5万円単位、50万円以上は10万円単位で記入してください。
- 3 訂正は、必ず書類に使用した印で処理してください。

受 付 日		理事長	専 務	常 務	部 長	係	処理者
		貸 付 日					